

# 兵庫県公報

令和4年9月30日 金曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

### 告 示

ページ

- 本庁の課に置く官並びに県民局及び県民センターの室及び事務所並びに県民局及び県民センター以外の地方機関に置く参事の名称を定める規程の一部を改正する規程（人事課）…………… 1

## 告 示

### 兵庫県告示第1141号

本庁の課に置く官並びに県民局及び県民センターの室及び事務所並びに県民局及び県民センター以外の地方機関に置く参事の名称を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年9月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

#### 本庁の課に置く官並びに県民局及び県民センターの室及び事務所並びに県民局及び県民センター以外の地方機関に置く参事の名称を定める規程の一部を改正する規程

平成16年兵庫県告示第476号の5（本庁の課に置く官並びに県民局及び県民センターの室及び事務所並びに県民局及び県民センター以外の地方機関に置く参事の名称を定める規程）の一部を次のように改正する。

別表本庁の課に置く官の部総務部の款中

「

|       |       |     |
|-------|-------|-----|
| 秘書広報室 | 広報広聴課 | 広聴官 |
|-------|-------|-----|

」

を

「

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 秘書広報室 | 秘書課   | 政策調整官 |
|       | 広報広聴課 | 広聴官   |

」

に改める。

附 則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。